

千葉市病院局入札参加資格要件等審査委員会要綱

(設置)

第1条 千葉市病院局は、各種修繕及び業務委託並びにリース取引（オペレーティング・リースを除く）（以下「業務委託等」という。）に関し必要な審査を行うため、千葉市病院局入札参加資格要件等審査委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 委員会は、1件あたりの設計金額（予定価格、単価契約による場合にあっては予定単価に予定数量を乗じた金額）が1,000万円以上の業務委託等に係る次に掲げる事項を審議する。

- (1) 一般競争入札及び希望型指名競争入札における入札参加資格の設定に関すること。
- (2) 指名競争入札の方法により行う理由及び指名業者の選定に関すること。
- (3) 随意契約の相手方及び理由に関すること
- (4) 前3号に掲げるもののほか、業務委託等に関し必要な事項。

2 前項の規定にかかわらず、委員会は、次の各号の規定に該当する場合には審議しない。

- (1) 施行決定を省略する場合
- (2) 別途審議会等により前項の規定と同等の審査を行った場合
- (3) 病院局業務委託希望型指名競争入札実施要領第5条第2項により指名競争入札に切替える場合
- (4) 地方公営企業法施行令第21条の13第8号により随意契約に切替える場合

(組織)

第3条 委員会は、委員長及び委員をもって組織する。

2 委員長は、病院局次長の職にあるものをもって充てる。

3 委員は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 市立青葉病院長
- (2) 市立幕張海浜病院長
- (3) 経営企画課長
- (4) 市立青葉病院事務長
- (5) 市立幕張海浜病院事務長

(職務)

第4条 委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。

- 2 委員長に事故があるときは、委員長があらかじめ指名する委員がその職務を代理する。

(会議)

第5条 委員会は、委員長が必要と認めるときに招集する。

- 2 委員会は、委員の過半数が出席しなければ会議を開くことができない。
- 3 委員会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、委員長の決するところによる。
- 4 委員長が緊急を要する事項と認めるとき、又は委員会の会議を開催できないときは、各委員に回議して委員会に代えることができる。
- 5 委員長は、審議に必要があるときは、関係者を委員会に出席させて説明を求めることができる。

(庶務)

第6条 委員会の庶務は、経営企画課において処理する。

(補則)

第7条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、平成24年7月1日から施行する。
(千葉県病院局備品入札参加資格要件審査委員会要綱の廃止)
- 2 千葉県病院局備品入札参加資格要件審査委員会要綱は、廃止する。

附 則

この要綱は、平成28年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成31年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和8年10月1日から施行する。